

7月14日、会社側より「現業機関における新たな役割について」「サービスマネージャーの見直しについて」2件の提案がされました。

現業機関における新たな役割について

変革2027の実現に向けた「新たな仕事と組織」において、現業機関と企画部門の融合により、現業での様々な担務の取りまとめや企画業務等の価値創造・課題解決をより推進する社員に対し、これまでの役割を更に広げる新たな役割を設ける。

1 新たな役割について

現業機関における一般社員の中心として管理者を補佐し、箇所における様々な担務を取りまとめ、価値創造・課題解決に向けた業務を推進するとともに、業務遂行の中心的な役割を担う者を「イノベータータイプスタッフ」（新設）として指定する。

2 職務手当の見直しについて

賃金規定別表第17「一般社員の職務手当の支給基準及び支給額表」のうち、番号6及び番号7について、次のとおりとする。

番号	支給対象及び基準	支給額
6	駅等に勤務する者のうち、 (1) 特に指定された者	8,000円
	(2) 前号以外の者で、特に指定された者	6,000円
7	現業機関に勤務する者のうち、特に指定された者	11,500円

3 実施期日

令和4年10月1日

【対象者】

新たな役割を踏まえて主務職を基本としますが、箇所の実態等に応じて主任職等へも指定します。なお、全ての現業機関において指定することができます。

【教育手当・職務手当の支給】

主務職 教育手当（42,000円）を支給。

主任職等 職務手当（11,500円）を支給。

※なお、主任職2等級の社員については、賃金規程別表第17番号8により1,000円を加算。

※今回の役割の新設により、業務主務はイノベータータイプスタッフに統合する。

サービスマネージャーの見直しについて

サービスマネージャーは、駅、統括センター及び営業統括センターにおいてお客様に安心して快適に駅をご利用いただけるよう迅速・的確・丁寧な案内等を行うことを目的として、お客さまのニーズの多い駅を中心に配置し一定の役割を担ってきた。

変革2027の実現に向け、「現業機関における柔軟な働き方」や「新たな仕事と組織」等を推進していく中で、サービスマネージャーの業務は、今後、全ての社員がお客さまのニーズに合わせ柔軟に担っていくことから、見直しを行う。

1 見直し内容

サービスマネージャーを解消する。

2 実施期日

令和5年6月30日

※個別の体制見直しについては、これまで同様、実施期日までに必要により実施することとなる。

今回提案された内容について、具体的な業務、任命基準、また、サービスマネージャーの見直しによるサービスの低下につなげないこと等、問題点・課題を集約します（別途指示文発信）
組合員の皆様のご意見をお願いします。